

別紙様式1  
平成18年5月分

	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由	備 考
1	空中写真ネガフィルム保管倉庫の一時使用賃貸借契約	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年5月29日		2,500,000	林野庁が撮影し保管してきた空中写真(ネガフィルム)は、古いものでは50年が経過しているとともに、測量法に基づく公共測量成果であり、これまで関東森林管理局敷地内に倉庫を設置し、厳正に管理してきたところであるが、当該敷地の売払いのため、代替施設の確保が必要となったところである。 このような空中写真の品質を保つためには、 ①湿度や温度を適切な状態に保つための機密性の確保 ②空調が行き渡るような室内構造であること ③防火構造であること ④強度が十分確保されていること ⑤防災対策に適した構造であること ⑥職員による定期的な点検が可能な場所であること ⑦大量のネガフィルムを保管するために必要な暑棚の設置等が容易であること のすべての条件に当てはまる物件であることが必要である。 契約相手方が所有する本物件は、これら条件が唯一確保されることから、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行ったものである。	
2	林業労働障害関係顧問医委嘱	支出負担行為担当官 林野庁長官 川村秀三郎 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成18年5月31日		1,742,300	国有林野事業における振動障害予防等の諸問題に関して、医学的見地の指導・助言を受ける必要があることから、履行可能者として特定した。	

備 考

(1)公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

(2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。